

海外債権の回収について

令和元年5月2日
原口総合法律事務所
所長 弁護士原口 薫

I. はじめに

海外債権の回収という場合の債権については、大きく分けて個人に対する債権と企業に対する債権があります。

個人に対する債権としては、外国人が日本で交通事故に会い、病院に担ぎ込まれて治療を受けて、九死に一生を得たものの、治療費を払えず帰国してしまうような場合です。

国際債権回収機関（債権回収代行機関及び法律事務所）では、このような債権を BtoC（Business to Customer）と呼びます。

これに対して、企業に対する債権としては、日本の会社が外国の会社に製品を販売したにもかかわらず、外国の会社が理由もなく、代金の支払いを拒絶するような場合です。

国際債権回収機関では、このような債権を BtoB（Business to Business）と呼んでいます。

一律に国際債権回収といっても、BtoC と BtoB では債権回収の仕方もかなり異なります。

II. BtoC について

BtoC の場合、外国人が日本語も英語も話せないことも少なくなく、手紙で催促をしても読めないために無視されてしまうことも少なくありません。

また無意識のうちに病院に担ぎ込まれたような場合、外国人の住所や連絡先なども不正確に記載されていることも多く、病院のカルテなどに記載されている住所に手紙で催促をしても、戻ってきてしまいます。

このような国外債権を皆さんが回収することは困難を極めます。

それでもあきらめる必要はありません。

海外にはこのような BtoC と呼ばれる債権を回収する国際債権回収機関が存在します。

パスポートなどの公的書類を通じて、外国人の住所などを探し、そこに手紙や電話をかけて債権回収をしてくれます。

当事務所が所属している TCM (Total Credit Management) グループは、米国、中国、韓国、香港、ドイツ、オーストラリアなど世界 140 か国に債権回収のネットワークを張り巡らしています。

主要なメンバーは、各国の債権回収の専門家で、ブラジルやベルギー等では長く、その国の国際債権回収機関の会長を務めています。

また支店や従業員の数も少なくなく、例えば中国では 42 の拠点に、5000 人の従業員を配置し、中国の僻地までジープを飛ばして債権回収をしてくれます。

海外の個人から債権を回収したい方は、当事務所までご連絡ください。必要に応じて、TCM の世界的なネットワークを通じて債権の回収が可能です。

当事務所の連絡先

電話：03-6205-4404

e-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com

III. BtoB について

これに対して、海外の企業からの債権回収の場合、事情が少し異なります。

日本の会社と取引をする外国の企業の場合、日本語または英語で連絡を取り合っていることが少なくなく、日本語または英語で債権の支払いの催促をすることができる場合が少なくありません。

しかし、日本の債務者のように、製品の質に問題があるとか、お金がない場合を除き、売買代金を払おうとするところは多くありません。

なんの理由がなくても支払いを拒み、時間を稼ぐところが少なくありません。

例えば、海外の企業の場合、担当者が日本の会社からの債権の支払いを引き延ばしたことが評価される会社も少なくありません。

このような会社に対して、効果的な債権回収をするにあたっては、やはり現地の国際的な債権回収機関の助けが必要になります。

また訴訟をしないと支払わないような会社も少なくありません。

そのような場合には、現地の弁護士と訴訟の場合の勝訴の可能性や機関について打ち合わせをするとともに、勝訴した場合に支払うのか、それとも強制執行に備えて、債務者の財産の処分を禁止しておいたほうが良いのか、などの協議が必要になります。

加えて、訴訟をしている間に、債務者が倒産をする危険がないのか、等についても検討を要します。

このような場合、日本の帝国データバンクのような調査機関のレポートが重要になりますが、海外の国際債権回収機関の場合、独自のネットワークを通じて信用調査もしてくれることが少なくありません。

当事務所が所属している、TCM グループでも当然、そのような情報を入手することは可能です。

海外の企業に対する債権回収にお困りの方も、ぜひ当事務所にご連絡ください。

当事務所の連絡先

電話：03-6205-4404

e-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com